

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 道路の指定
、医療機関の指定
昭和二十七年年度専門技術員資格審査の合格者
- ◇選挙管理委員会告示
政党、協会その他の団体の收支に関する報告
書要旨
昭和二十七年三月二十九日県告示第一七四号
- ◇正誤
昭和二十七年三月二十九日県告示第一七四号
中訂正

告示

鳥取県告示第四百二十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八條の規定により、次のとおり道路を指定した。

昭和二十七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 申請人の住所氏名 鳥取市立川町四丁目一四〇
吉村 哲 三
- 一 指定場所 鳥取市東品治町一〇の一
一七、五メートル
- 一 道路の延長 四メートル
- 一 道路の巾員 省略
- 一 申請人の住所氏名 鳥取市西町二四二番地
大鳥機工株式会社
- 一 指定場所 鳥取市鹿野町二八の一、二八
の二
- 一 道路の延長 五四メートル
- 一 道路の巾員 四メートル
- 一 面 省略

鳥取県告示第四百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
 管轄保健所
 名 称 所 在 地
 阿會医院 気高郡宝木村大字宝木七
 五九ノ三 気高保健所

鳥取県告示第四百三十号

鳥取県協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則
 に基いて実施した昭和二十七年年度専門技術員資格審査の
 合格者は次のとおりである。
 昭和二十七年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
 専門項目 住 所 氏 名
 農業経営 日野郡溝口町金屋谷 黒沢 正
 そ、菜及びいも類 岩美郡宇倍野村広西二 田中 吉温
 一ノ一

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種 類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
 二、期 間 自昭和二十七年五月一日
 至同 年八月三日

選挙管理委員会告示

生活改善 東伯郡倉吉町大字三明 吉田 峯代
 寺七九七
 畜 産 鳥取市行徳一九 椎木 行雄

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の
 団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報
 告書の要旨は次のとおりである。
 昭和二十七年八月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

三、報告書の要旨

鳥取県医政連盟	団 体 名	寄附及び 収入又は 額		一件千円 以上の寄 附		一件五百 円以上の 寄附		支出の 総額	一件千円 以上の支 出		報 告 書 受 理 年 月 日
		数 件	総 額	数 件	総 額	数 件	総 額		数 件	総 額	
1		1		1		1		1	1		昭 八、 八

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄 附 者
 (二) 支 出 (該当なし)

正 誤

昭和二十七年三月二十九日附鳥取県公報号外鳥取県告示
 第一七四号及び第一七五号中誤りがあるので次のとおり
 訂正する。

頁 行 段	誤	正
二 六 六	〇三三四	〇三二四
四 六 二	松ヶ谷	松ヶ谷山
九 一 二	同	同

一〇	四	七	一、二二〇〇
一一	八	七	一〇〇〇
一六	四	三	七〇〇ノ三
二三	四	七	一八〇〇
二九	一	一	大谷 藏吉
三七	五	一	松本 勇藏
五〇	二	一〇	同門
五八	一五	二	熊谷
五九	五	一	同

